

令和5年（2023年）度行政評価シート【個表】

令和 5 年 6 月 23 日

評価対象事業		評価者	都市整備総務課長	高橋 謙司
都整-04	空き家等対策推進事業	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務	主管課	都市整備総務課
		<input type="checkbox"/> 法定受託事務	関連課	
総合計画上の位置付け	分野	住宅・住環境	施策の方針	住環境の整備

1 事業の目的

対象	市民等
意図	空き家等対策を総合的かつ計画的に実施するため。
効果	適切な管理が行われていない空き家等に関する施策を推進し、市民の生活環境の保全を図る。

2 令和4年(2022年)度を実施した事業の概要

<ul style="list-style-type: none"> <li>市民等から寄せられた空き家に関する相談に対応し、必要に応じて情報提供や所有者への指導等を行った。</li> <li>空き家の適正管理に関する周知・啓発を行った。</li> </ul>
--

3 事業を構成する事務事業(最小事業)実績

枝番号	事務事業	実施した主な事業 (主な経費等)	指標(単位)	令和4年度		令和5年度	達成度
				指標(実績値/目標値)		指標(目標値)	
				事業費(決算/当初)(千円)		予算額(千円)	
01	空き家に対する指導	所有者への管理依頼	継続対応が必要な空き家(件)	101 / 709	107 / 950	107 / 950	105.61%
02	空き家管理に係る啓発	リーフレット配付	—	— / 259	— / 310	— / 335	—
03				/	/	/	
04				/	/	/	
05				/	/	/	
06				/	/	/	
07				/	/	/	
08				/	/	/	
09				/	/	/	
10				/	/	/	
		財源内訳	国県支出金	/	/	/	
			地方債	/	/	/	
			その他特定財源	/	/	/	
			一般財源	968 /	1,260 /	1,285 /	
			事業費の合計(千円)	968 /	1,260 /	1,285 /	
		人件費(千円)		7,596 /	8,443 /		

4 この事業に関わる職員数(毎年度4月1日時点)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
正規職員等	1.0	1.0	1.0	1.0		
会計年度任用職員	0.0	0.0	0.0	0.5		

## 5 評価結果

### (1) 最小事業評価

枝番号	事務事業	指標分析の推移、目標未達の理由	上位施策にどう寄与したか、構成する事業としての妥当性	事業実施上の課題、改善点
01	空き家に対する指導	様々なケースで空き家になるものが増える状況の中、対応策が限定的であるため。	管理不全の空き家の減少が、良好な住環境の整備に寄与する。	空き家は、所有者等ごとに様々な経緯や理由があるため、解消手法が多様化し、その手法や法令等の知識が行き届いていない。
02	空き家管理に係る啓発	啓発事業による効果が把握しづらいため。	住宅の管理に対する意識向上が、良好な住環境の整備に寄与する。	空き家の管理に関する意識の低下、知識不足が適切に維持管理されない空き家を発生させる。
03				
04				
05				
06				
07				
08				
09				
10				

### (2) 視点別評価

効率性	事業費の削減余地はないか	1 事業費の削減余地はない	
	事業の外部化(民営化・業務委託等)はできないか	2 外部化に向けて検討できる事業がある	
	関連・類似する事業の統合はできないか	2 統合に向けて検討できる事業がある	
妥当性	各事業の実施に対する市民ニーズはあるか	1 市民ニーズは変わらずにある	
	民間によるサービスで代替できる事業はないか	1 民間によるサービスで代替できる事業がある	
有効性	事業の上位施策に向けた貢献度はどうか	1 目的達成のために適切な手段(最小事業)である	
公平性	受益者負担は公正・公平か	△.負担未導入	△-3 受益者が特定できないため、受益者負担を求めることができない
協働	市民等と協働して事業を展開しているか	○.協働実施済	法律、建築、不動産等専門家団体 協働実施済の場合のパートナー

### (3) 総合評価 ※最小事業評価を踏まえて、今年度以降の取組方針等を記載する

【今後の方針】	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 改善・変更	<input checked="" type="checkbox"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 休止・廃止
<p>「空家等対策の推進に関する特別措置法」において、市は空き家に関する対策の実施及びその他必要な措置を適切に講ずるよう努めるものと定められており、管理不全の空き家が増加しないよう、今後も市が継続的に所有者等への指導や市民への啓発等「鎌倉市空家等対策計画」に基づく施策を実施する必要がある。</p>					

**【参考】**

**◎事業実施に係る主な指標**

指標(単位)	継続対応が必要な空き家						単位	件
指標設定理由	年次	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
今後の空き家の増加が見込まれる中、管理不全の空き家を増やさないことが重要であるため。	目標値	107	107	107	107	107	107	
	実績値	84	86	101				
	達成率	121.4%	119.6%	105.6%				

指標(単位)							単位	
指標設定理由	年次	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
	目標値							
	実績値							
	達成率							

**◎他市比較・ベンチマーク(県内外自治体など他自治体や民間団体との比較値)**

比較事項	空き家問題に関する専門知識を有する団体との連携体制の構築							
団体名	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	平塚市	逗子市	横須賀市	三浦市	横浜市
他市実績	○	○	○	○	○	○	○	○

当該事業実施に伴う 他市比較に関する考え方	空き家の対策にあたっては、不動産、法律、建築などの専門的知識が不可欠であり、多くの市が専門的知識を有する団体と連携体制を構築している。
--------------------------	---